

石油コンビナート等防災体制検討会（第3回）議事概要

- 1 日 時：平成24年12月3日（月） 14：00～16：00
- 2 場 所：三田共用会議所 3階 第3特別会議室
- 3 出席者：（委 員） 阿部委員（代理：平氏）、石井委員、
伊藤委員（代理：松尾氏）、岩岡委員、越谷委員、
小林委員（座長）、白木委員、白井委員（代理：江澤氏）、
塚目委員、土井委員、中野委員（代理：吉賀氏）、
村上委員、森委員、吉田委員
（オブザーバー） 内閣府（防災担当）菅原（代理：村居氏）、
経済産業省野村、沼舘、福原、及川
国土交通省平井、海上保安庁石上、
（消防庁） 渡辺特殊災害室長、古澤課長補佐他

4 議事概要

事務局より資料に基づき検討事項等の説明を行った。

【各委員の主な意見】

- 資料3の13ページの住民広報マニュアル策定指針案について補足だが、コンビナート事故は時々刻々と状況が変化するため、段階に応じて細やかな広報、避難等の指示を行う必要がある、どのタイミングでどの様な広報をするのか事前に検討することとしている。それから突如爆発が発生するという様な状況だと、市町村は災害対策基本法に基づき避難等の広報を行うこととなるが、事業所が先行して行う必要がある場合もあると考えており、そのような場合を想定し、市町村と特別防災区域内の事業所が協議して行うこととしている。また、実際に避難指示等を行うとしても市町村のみで判断することは困難と思われることから、発災事業所に現地対策室というものを作り、ここで情報収集と避難区域の設定等の協議をして、市町村等の避難指示等に活かしていくと考えている。
- 資料についてはグラフ等を作成し、どの様な状況なのか、またどの様な意見が多く、少数意見はどの様なものか整理したいと考えている。
- 資料4の情報共有について、現状、発災時には、事業所は消防、警察、環境等の複数の機関に情報提供しなければならない。発災している状況下

で複数の窓口があり、どこかが抜けてしまうこともある。2ページの(4)に平時からこの様なことについて検討することを入れてはいかがか。また、その前の(3)だが、隣接事業所で発災していても、事業所には情報が入りづらいので、その場合にも行政機関等を通じて隣接事業所へ情報提供していただきたい。

→ 第一に発災事業所は事故収束を行う必要があり、その中でどこに情報を提供するのが一番良いのか、一斉ファックスであるとか、メールを使用する等の提供手段も含めて考えたい。

○ 今の通報先、情報提供先が煩雑で困るということかと思う。こういう課題を国で考える方法もあるかもしれないが、当石油コンビナート等防災本部では、所管の消防本部を通じて防災本部へ情報提供し、その後関係機関へ一斉に情報提供するというのを防災計画に加えようとしている。もう一つ、爆発事故を踏まえ、消防本部と市の防災担当部署との横の連絡が混乱するケースがあったので、被害の拡大が懸念される場合、消防本部と市役所の防災担当部署の両方へ情報提供するよう事業所及び関係機関と調整している。

○ 石油コンビナート等現地防災本部を設置するのは、一つは判断を一元化する、もう一つは情報共有を容易にするという意味があると思う。コンビナートで災害が発生したら、即座に現地防災本部を設置すれば、ワンストップサービスの様に行えると思うが、検討できないか。

→ 当石油コンビナート等防災本部では、現地対策本部を設置する前に、発災事業所内に現地連絡室を設置し、全ての関係機関が集まり、一括で情報提供をしながら、市町村と調整し避難等を実施する、そういうことを行っている。

○ 現地災害対策本部という名称ではなく、現地連絡室という名称にした理由はどうしてか。

→ 現地災害対策本部は、各機関のトップが集まって行うということになると思うが、まずは情報収集を行い、トップの招集が必要なのか確認するという意味合いもあり、この様にしている。

→ 現地防災本部は、法律上は規定がありながらも、今回のアンケート結果から見ても実態としてこれまで設置されなかった。発災時の初動の体制として、連絡室というような仕組みを作ることも良い考えと思うので、こういう所も整理したい。

- 現地本部又は現地連絡室が設置されることは良いと思うが、大規模地震発生時などは、現実的には難しいのではないかと、この辺りも考慮する必要があると思う。
- 市町村で考えると、市の災害対策本部と現地防災本部は一体的なものと思う。さらに発災事業所に連絡室を設置し、リエゾンを行うということが、現実とかい離していないのであれば、考え方を整理したい。

- 最大クラスの地震や津波については、影響範囲が広範囲になりすぎて考え方をどの様にまとめるのか難しいのではないかと。
- コンビナート区域外へ影響が及ぶということに関して、これまでは被害想定や対策が具体的ではなかったことから、今後はこういうことも想定外にならないように検討を行うという考えで本検討会の検討を進めてきている。基本的な考え方としては、コンビナート区域外への影響軽減や人的安全をどの様に確保していくのかというところに力点をおいて考える。

- 今回の石油コンビナート等防災本部へのアンケートについては地理的な条件を入れて報告を作っていたらいいと思う。
- 例えば、近隣に住宅地があるコンビナートは全体の何パーセントであるとか、そのような形で整理できればと考えている。

- 高圧ガス保安法や消防法では、既に施設間の距離を規定しているが、更に一般住民区域との距離について定めるとということについて、事業所側に理解を得られる合理的な説明が必要と考える。
- 個別法の距離は、放射熱による延焼等を防止することを趣旨に規定されているのではないかと。一方で、最近の事故事例の様に、爆発に伴う飛散物や毒性ガスの影響については、コンビナート区域の周りに緩衝帯があることで周辺住民への影響が緩和され、避難安全につながるという意味で個別法とは趣旨が異なるのではないかと。

—以上—